鉱山保安法施行規則の改正について

令和6年6月経済産業省鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

(1) アナログ規制見直しに係る改正

デジタル臨時行政調査会(会長:内閣総理大臣)において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な7項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第6回デジタル臨時行政調査会(令和4年12月21日)において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、令和6年3月に開催された中央鉱山保安協議会において、鉱山保安法令に関する規制について、見直しを要する条項とされた計21項目(目視規制6、定期検査11、常駐専任3、書面掲示1)の対応方針について審議した。この結果を踏まえ、鉱山保安法施行規則の一部について改正を行うもの。

※見直しが必要な条項については、本省令の改正に加え、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正、通知文による解釈の明確化により対応する。

(2) 条ずれ等に係る改正

鉱山保安法施行規則において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正(施 行済み)があったことを踏まえ、鉱山保安法施行規則の一部について改正を行うもので ある。

また、鉱山保安法施行規則内の表現を統一するため、様式第12中の「女子(妊娠不能と診断されたもの」を「女性(妊娠する可能性がないと診断された者」に改正する。

2. 改正の概要

- (1) アナログ規制見直しに係る改正
- ①実施期間及び頻度が定められていない定期検査に係る改正

鉱山保安法施行規則第18条第17号に掲げる測定、第26条第1号に掲げる検査及び測定、同条第3号に掲げる点検、第29条第1項第18号に掲げる測定、同項第19号に掲げる測定は、実施期間や頻度について定められたものではないことを明確化するために、「定期的に」や「一定期間ごとに」を実態にあわせて「保安のため必要があるときに」と改める。

②実施期間及び頻度が定められている定期検査に係る改正

鉱山保安法施行規則第29条第1項第16号に掲げる測定、同項第17号に掲げる測定、第34条第2項に掲げる定期検査は、定められた頻度で定期的に行うことを求めているが、デジタル技術の進歩等を踏まえ、常時監視を行う場合は、測定や検査の周期を延長できるよう改める。なお、鉱山保安法施行規則第29条第1項第16号、同項第17号の改正に伴い、同項第16号の2の新設、同項第19号、同項第20号、同項第21号の改正を行う。

③石綿粉じんの大気中の濃度の測定に係る改正

鉱山保安法施行規則第21条第1項第3号に掲げる石綿粉じんの大気中の濃度の定期的な測定については「六月を越えない作業期間ごとに一回以上」としているが、昨今、デジタル技術の進歩等を踏まえて、頻度の定めを無くし、保安上必要な頻度で測定することとする改正を行う。

※本改正に伴い、頻度の定めがなくなることから、鉱山保安法施行規則第21条第2項 は削除する。

(2) 条ずれ等に係る改正

ダイオキシン類対策特別措置法施行令、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、瀬戸内海環境保全特別措置法、ガス事業法において条項の番号がずれる等の改正(施行済み)があったことにより、鉱山保安法施行規則第1条第2項第34号、同項第39号、同項第45号、第19条第5号、第20条の2第2号、第43条第1項、第46条第1項、同条第2項における条ずれ等の修正を行う。